

青森県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則

青森県住民基本台帳法施行細則（平成十四年八月青森県規則第六十三号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

7 条例第二条第一項第七号の規則で定める事務は、次のとおりとする。

一 青森県営住宅条例（昭和三十六年十二月青森県条例第六十九号）第十条第一項の所得に関する事項の申告の受理、その申告に係る事実についての審査又はその申告に対する応答に関する事務

二 青森県営住宅条例第十三条（同条例第十九条第四項において準用する場合を含む。）の家賃若しくは金銭の減免の申請若しくは同条例第十四条第四項の敷金の減免の申請の受理、これらの申請に係る事実についての審査又はこれらの申請に対する応答に関する事務

三 青森県営住宅条例第十三条（同条例第十九条第四項において準用する場合を含む。）の家賃若しくは金銭の徴収猶予の申請若しくは同条例第十四条第四項の敷金の徴収猶予の申請の受理、これらの申請に係る事実についての審査又はこれらの申請に対する応答に関する事務

四 青森県営住宅条例第五条の入居の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応答に関する事務

五 青森県営住宅条例第二十八条の二において読み替えて準用する公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）第二十七条第五項若しくは第六項の承認の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

六 青森県営住宅条例第二十八条の二において読み替えて準用する公営住宅法第三十二条第一項の明渡し請求（同項第四号に係るもの（同法第二十七条第二項に係るものに限る。）に限る。）に関する入居者の氏名の変更の事実の確認に関する

る事務

七 青森県営住宅条例第二十八条の二において準用する公営住宅法第二十九条第八項若しくは同条例第十八条の期限の延長の申出の受理、その申出に係る事実についての審査又はその申出に対する応答に関する事務

八 青森県営住宅条例第二十八条の二において読み替えて準用する公営住宅法第三十四条の収入の報告の請求等に伴う入居者の氏名の変更の事実の確認に関する事務

九 青森県営住宅条例第十条第四項（同条例第十条の二第三項において読み替えて準用する場合を含む。）の意見の受理、その意見に係る事実についての審査又はその意見に対する応答に関する事務

十 入居者及び同居者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認に関する事務

附 則

この規則は、公布の日から施行する。